

取手・竜ヶ崎地域保健医療圏
災害時応急医療体制マニュアル

平成17年8月
(平成21年2月一部改定)
茨城県竜ヶ崎保健所

目 次

① 基本的な事項

- 基本的な考え方 1
- 位置付け 1
- 災害時応急医療体制 2
- 区域の設定と区域の連携 3

② 関係機関の具体的活動

- 市町村の活動 4
- 市郡医師会の活動 5
- 災害拠点病院の活動 6
- 竜ヶ崎保健所の活動 6
- 消防本部の活動 7

③ 医療救護所の設置・運営

- 設置の基本方針 8
- 設置の手順 8
- 運営の基本方針 9
- 医療救護所の運営 9
- 医療救護所における傷病者の流れ 10

④ 医薬品等の供給

- 医薬品の供給フロー 11

⑤ 透析療法、人工呼吸療法患者等の対応

- 透析療法患者等の対応 12
- 人工呼吸療法患者の対応 12

⑥ 発災後の初動対応

- 初動対応フロー 13
 - 関係機関連絡先一覧 14
-
-

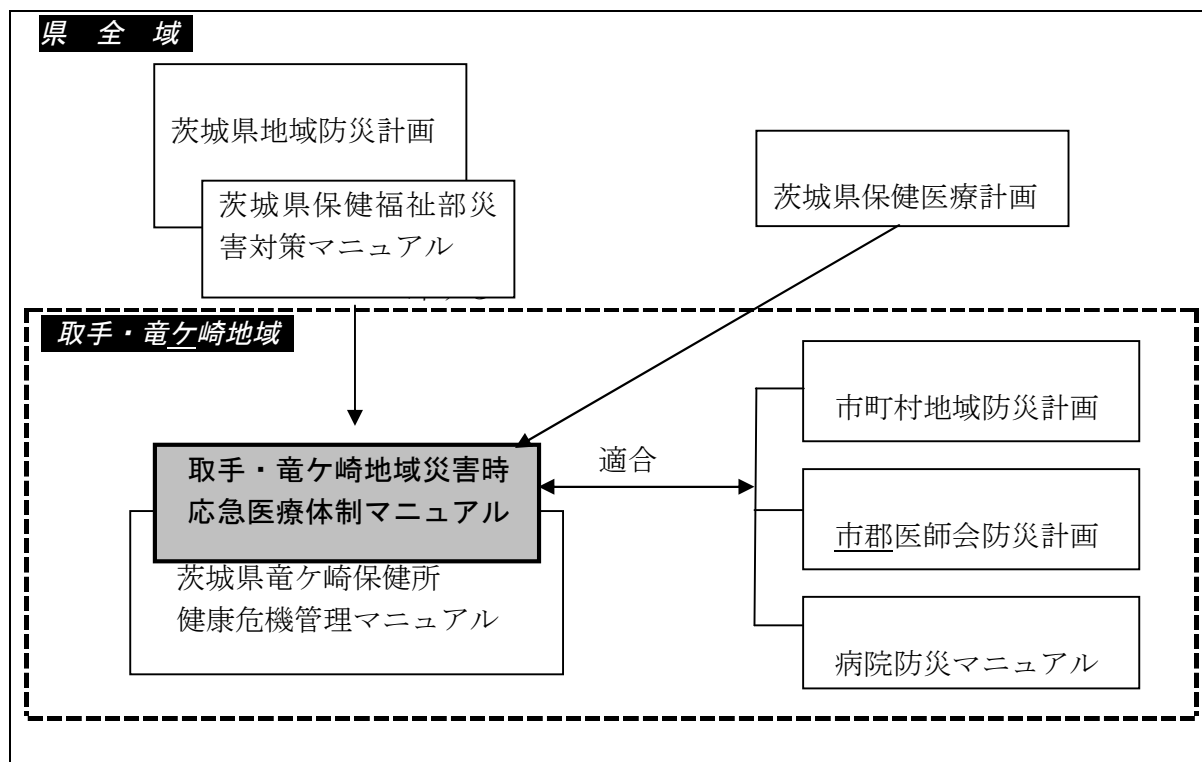
1 基本的な事項

■ 基本的な考え方

- 本マニュアルは、大地震などの広域災害が発生した時、迅速に地域が独自に対応するため、市郡医師会、災害拠点病院・救急告示病院、消防、市町村、竜ヶ崎保健所が直ちに実施すべき応急医療活動に関する基本的事項を定める。
- 当地域を3つの区域に分け、応急医療活動は、各区域において市町村の設置する医療救護所と、災害拠点病院・救急告示病院が中心となって担うものとする。
各区域は連携して応急医療活動を行い、他区域で被災状況により応急医療活動が困難となった場合は応援協力し、当地域全体で災害医療を確保するものとする。

■ 位置付け

- 本マニュアルは、茨城県地域防災計画及び茨城県保健福祉部災害対策マニュアルに即して、茨城県竜ヶ崎保健所健康危機管理マニュアルの中の一部門として定めたもので、今後、市町村地域防災計画、市郡医師会防災計画、病院防災マニュアル等に適合するよう相互調整していくものとする。
- 茨城県地域防災計画の対象地域は、茨城県全域であるが、本マニュアルでは、取手・竜ヶ崎地域保健医療圏の9市町村（平成20年4月1日現在）とする。
- これら既存の計画と本マニュアルの関係は以下の図のとおりである



■ 災害時応急医療体制

- 災害により医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療を受けることが困難となった場合、市町村の設置する医療救護所と、災害拠点病院・救急告示病院が中心となって応急医療を行う。
- 市郡医師会、災害拠点病院・救急告示病院、消防本部、市町村及び保健所は、次の役割を担うことにより、災害時の応急医療を確保する。

市郡医師会

- ・取手市医師会、竜ヶ崎市・牛久市医師会及び稲敷医師会は、市町村等の要請に応じて、医療救護班を編成のうえ医療救護所等に派遣し応急医療を行う。

災害拠点病院

- ・災害拠点病院（※注1）は、入院患者の安全を確保するとともに、直ちに被災者の受入れ体制を整え、傷病者の診療にあたる。

救急告示病院

- ・救急告示病院は、入院患者の安全を確保するとともに、被災を免れた場合は直ちに被災者の受入れ体制を整え、傷病者の診療にあたる。

消防本部

- ・茨城県救急医療情報コントロールセンター等から医療情報を収集し、災害拠点病院及び救急告示病院等へ迅速に傷病者を搬送する。

市町村

- ・医療救護所を速やかに設置し、市郡医師会等へ医療救護班の派遣を要請する。また、医療従事者や薬品などを管理して、医療救護所の適切な運営を行う。

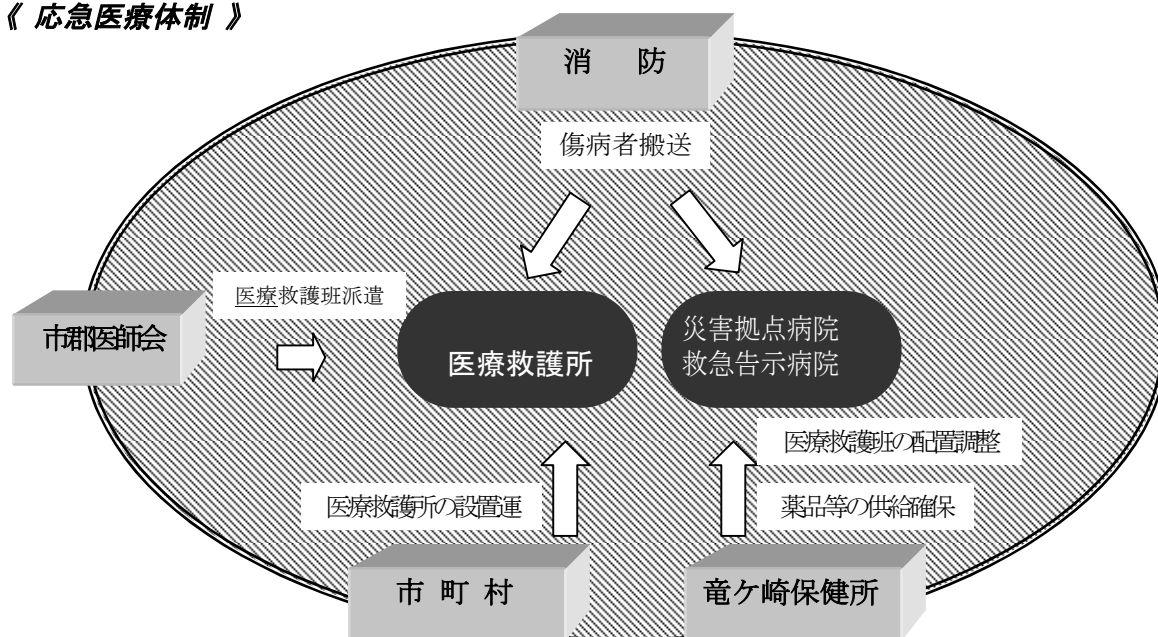
竜ヶ崎保健所

- ・医療救護所への医療救護班の配置調整を行う。
- ・薬品卸業組合や日赤血液センター等を介して医薬品や血液の供給を確保する。

※注1：災害拠点病院とは、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷などの災害時に多発する重篤患者の救命医療を行うための高度な医療機能を有し、それらの傷病者等の受け入れ及び搬送を行う広域搬送へ対応したヘリポート、医療救護班（DMAT※注2等）の派遣機能などを有し、知事が指定する。

※注2：DMAT：地震及び航空機・列車事故等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地での救出・治療を行う災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）である。

《 応急医療体制 》

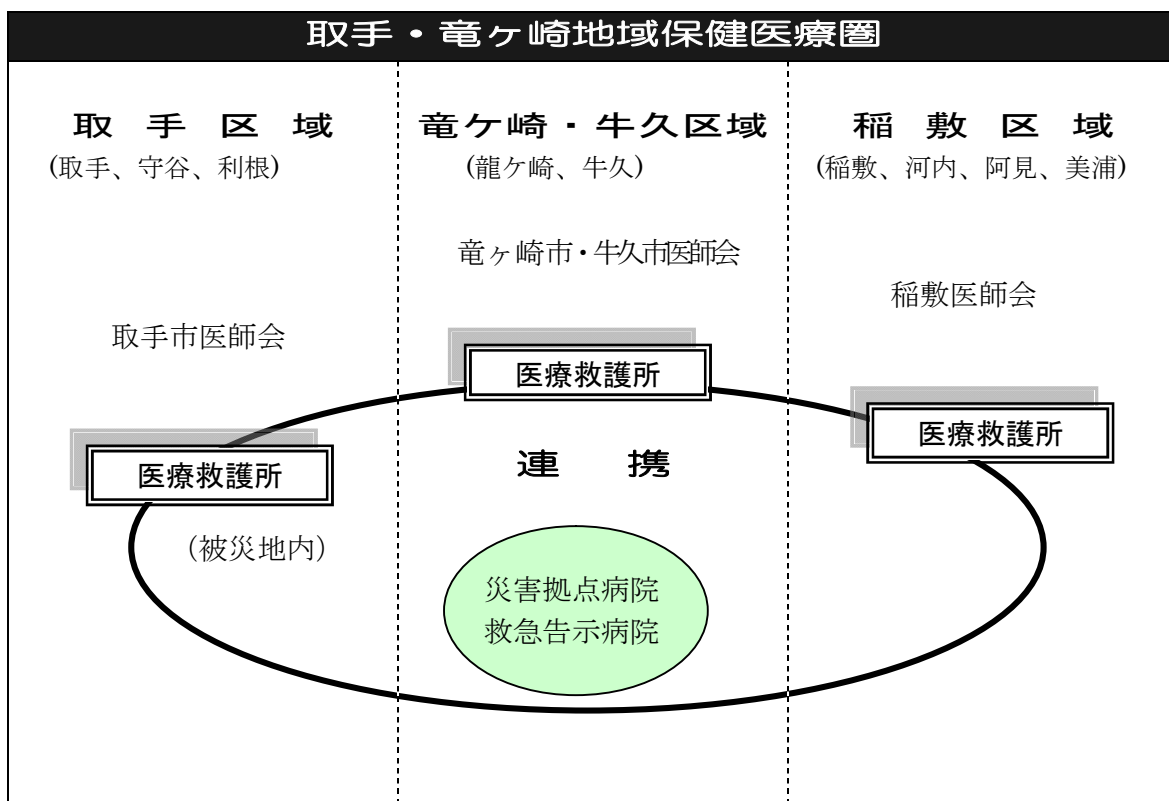


■ 区域の設定と区域の連携

- 被災者が、特定の医療機関に集中することなく近くで迅速に診療が受けられるよう、当地域を市郡医師会ごとに、取手地区、竜ヶ崎・牛久地区、稲敷地区の3つの区域に分け、それぞれの区域において、基本的に医療救護所及び災害拠点病院・救急告示病院が応急医療活動を行う。
- 医療救護所と災害拠点病院・救急告示病院はそれぞれ他の区域と連携し、傷病者の受入れ調整、医療従事者の派遣等について相互に支援しながら、当地域全体において災害医療を確保する。
 - その中で、竜ヶ崎保健所は、以下の役割を担う。
 - ・ 医療救護所または災害拠点病院・救急告示病院において医療従事者が不足した場合は、当施設からの要請に基づいて、県災害対策本部へ派遣を依頼し、医療従事者の確保を図る。
 - ・ 医薬品の不足の場合も、同様とする。
 - ・ 当地域外から、派遣された医療従事者等については、具体的に医療救護所と災害拠点病院・救急告示病院に調整のうえ適切に配置する。

取手・竜ヶ崎地域保健医療圏災害時医療体制

| | |
|--------|---|
| 災害拠点病院 | 総合病院取手協同病院 |
| 救急告示病院 | <p>【取手地区】</p> <p>取手北相馬保健医療センター医師会病院，宗仁会病院 東取手病院，西間木病院，総合守谷第一病院，守谷慶友病院</p> <p>【竜ヶ崎・牛久地区】</p> <p>牛尾病院，龍ヶ崎済生会病院，牛久愛和総合病院 つくばセントラル病院</p> <p>【稲敷地区】</p> <p>宮本病院，東京医科大学霞ヶ浦病院，美浦中央病院</p> |



*稲敷区域の阿見町と美浦村（土浦保健所管内）については、当面「土浦保健所管内災害時応急医療体制マニュアル」により運用するものとする。

2 関係機関の具体的活動

市町村の活動

1. 災害情報の収集

- ①震度6以上の地震、洪水等の災害が発生した場合は、市町村内における被害状況等について、警察や消防などの関係機関や職員を通じて早期に把握する。
- ②収集した情報は市郡医師会及び竜ヶ崎保健所に提供し、当地域において情報の共有化を図る。（一方、病院の被災状況については、竜ヶ崎保健所から連絡を受ける。）
- ③連絡すべき内容は、被害の場所及び程度、被害に対する措置等についての概況とし、あらかじめ定めた連絡票に発信者を明記のうえファクシミリ等により関係機関へ送信するものとする。

2. 医療救護活動

- ①医療救護所を、あらかじめ選定しておいた場所のうち、被害状況を勘案して安全な場所に設置する。
- ②医療救護所を設置した場合、設置場所や配置される医療従事者の状況等について速やかに竜ヶ崎保健所へ報告する。（竜ヶ崎保健所は、設置状況を災害拠点病院・救急告示病院へファクシミリ等により連絡する）
- ③市郡医師会に医療救護班の派遣を要請する。なお、市郡医師会において医療救護班の派遣が困難と判断した場合は、竜ヶ崎保健所に医療救護班派遣の要請を行う。

- ④医療救護所における医療従事者や薬品等について管理し、不足が見込まれる場合は、竜ヶ崎保健所に確保について要請する。
- ⑤被災状況により、医療救護所の設置が困難と判断された場合は、竜ヶ崎保健所と協議のうえ設置する。

市郡医師会の活動

1. 会員へ連絡

会員に対して連絡網に従って電話やファクシミリ等により、医療救護対策本部の招集するほか、医療救護班編成に向けて準備するよう要請する。

なお、連絡責任者については、災害対策委員等を指定しておく。

2. 医療救護対策本部の設置

市郡医師会は医療救護対策本部等を設置して、情報収集及び指揮系統の一元化を図る。

3. 災害情報の収集

災害情報を市町村等から収集する。

4. 医療救護班の編成

①災害発生後、速やかに医療救護班編成・派遣の準備を開始する。

なお、医療救護班は医師1名、看護師2名、その他1名の計4名を基本として、会員の住所地に応じて区域別に要員をあらかじめ指定しておくものとする。

②市町村の要請に応じて、医療救護班を編成し、医療救護所等へ派遣する。

③医療救護班の交替を図るため、第2陣医療救護班の編成の準備を始める。

災害拠点病院・救急告示病院の活動

1. 被災状況の把握

①入院患者の安全の確保を図るとともに、施設・設備の被害状況を確認する。

②診療の可否や被災者の収容可能人数を消防機関や保健所等へファクシミリ（電話）で連絡するとともに、茨城県救急医療情報コントロールセンターに当該情報を入力する。

2. 緊急診療体制の確保

①傷病者受入体制の確保

・院内にトリアージ・ポストを設置し、重篤患者の転送を図るため、最寄りの消防署に救急車の待機及び受入先の確保を依頼する。

・傷病者受付所を設置して、傷病者の受入れリストを整備するとともに、記載されたトリアージタグ（救急現場用）を整理する。傷病者の受入人数及び転送人数を受付台帳に整理し、常にその状況を把握し、市町村や家族等からの照会に対応する。

・ロビーを解放するなど傷病者収容場所の確保や簡易ベッドを設置するなどを行うとともに、医師や看護師などの医療従事者を適宜配置し受入れ体制を整える。

②医療従事者の確保

・傷病者の診療を行ううえで、医療従事者が不足する場合は、竜ヶ崎保健所に派遣依頼す

る。(依頼を受けた竜ヶ崎保健所では、県災害対策本部へ医療従事者派遣を要請する。)

③医療救護班の派遣

- ・医療救護班を編成し、当面、来院患者の診療にあたる。
- ・市町村や保健所の要請に応じて、医療救護所へ医療救護班を派遣する。

④医療ボランティア受入体制の確保

- ・外部から派遣されてくる医療チームや医療ボランティアの受付を設置する。
- ・受入れた医療チーム等に診療手順を説明し、外来診療にあたってもらふ。

3. 相互応援体制の確保

災害拠点病院・救急告示病院は相互に連携を図り、被災状況等により、必要に応じ人的・物的な相互支援を行うものとし、その際、竜ヶ崎保健所が連絡調整を行う。

竜ヶ崎保健所の活動

1. 健康危機管理体制の確保

- ①震度6弱以上の地震、洪水等の災害（「茨城県保健福祉部災害対策マニュアル」P5）が発生した場合は、職員は登庁し、登所人数を県災害対策本部保健福祉部へ報告する。
- ②健康危機管理対策本部を設置し、危機管理対策会議、総括班、情報班、調査班、応急医療班、避難誘導班を組織する。なお、危機管理対策会議や各班の役割については、「茨城県竜ヶ崎保健所健康危機管理マニュアル」（H13.4.13 施行）による。

2. 災害拠点病院及び救急告示病院等への連絡

情報班は関係機関連絡先一覧により災害拠点病院・救急告示病院の庶務課（総務課）に傷病者受入体制の確保について電話で依頼する。

3. 災害状況の把握

- ①管内市町村における被害状況について、市町村からファクシミリ等により連絡を受け、災害拠点病院・救急告示病院へ情報を提供する。
- ②管内医療機関における被災状況、診療の可否、受入可能人数等について、情報収集し、その内容を市町村及び市郡医師会へ伝達する。
- ③市町村の被害状況及び医療機関の被災状況を県災害対策本部保健福祉部へ報告する。

4. 災害対応状況の把握

- ①医療救護所の設置状況及び医療救護班の配置状況について市町村から情報収集し、県災害対策本部保健福祉部へ報告する。
- ②災害拠点病院・救急告示病院における診療体制の確保状況について、電話等により把握し、市町村へ報告する。
- ③情報収集した医療救護所の設置状況や医療機関の診療状況を集約し、区域別に整理しておく。

5. 医療救護活動

- ①医療救護所の運営状況について、市町村から随時確認する。
- ②医療機関または市町村の医療救護所からの要請により、医療従事者の派遣を県災害対策本部保健福祉部へ依頼する。

- ③派遣された医療従事者・班の受入れ及び医療救護所への配置調整を行う。
- ④医療機関または市町村（医療救護所）から医薬品等の供給の要請により、県災害対策本部保健福祉部へ供給を依頼する。

消防本部の活動

1. 医療機関の応需情報収集

消防本部は、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救急隊に情報を伝達する。

2. 医療機関への搬送・転送

- ①市町村の要請に応じて、救急車両を医療救護所に待機させ、トリアージの結果により、傷病の程度・種類に応じて適切な医療機関へ搬送する。
- ②医療機関の要請により、他の医療機関へ転送する。

3. 県防災ヘリ搬送

医療機関から、ヘリコプター搬送の要請があり、それを必要と認めた場合、離発着場を確保するとともに、県災害対策本部（情報班）へ出動要請を行う。

4. ドクターヘリ搬送

一刻も早い救命医療を要する重篤患者については、千葉県の日本医科大学附属千葉北総病院のドクターヘリの出動を要請する。

5. 応援派遣要請

自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、他の消防本部に対して応援を要請する。

3 医療救護所の設置・運営

■ 設置の基本方針

- 災害時、速やかに医療の確保を図るため、発災後、初期の情報収集段階で、人的被害が発生していることが確認された場合、または、それが予想される場合、市町村は直ちに、医療救護所の設置に向けた準備を開始するものとする。
- 竜ヶ崎保健所は、被災状況により、市町村において医療救護所の設置が困難と判断された場合は、速やかに自ら設置するものとする。

■ 設置の手順

(1) 準備段階

①発災後、直ちに市町村は医療救護所を開設する。

あらかじめ、以下の事項について方針を決定しておく。

- ・ 設置場所…学校や公民館をはじめとする避難所等
- ・ 配置要員の確保…担当課、動員人数等
- ・ 役割分担…受付、問診、医師の介助、記録、連絡員、被災者の整理員等
- ・ 配置・被災者の動線…トリアージ・ポスト設置場所、待合場所、受付場所、診療スペース、救急車待機場所等
- ・ 資器材…医薬品、カルテ、給湯器、簡易ベッド、担架、毛布、受付テーブル、イス、文房具、電話、ファクシミリ、パソコン（インターネット環境）、暖房具等
- ・ ライフライン…水、発電機及びその燃料
- ・ 広報手段…防災無線、広報車等
- ・ 掲 示…看板、所内案内表示等

②市町村は、市郡医師会または病院へ、医療救護所を設置した旨連絡するとともに、医療救護班の編成・派遣に向けた準備を依頼する。

(2) 医療救護班要請

市町村は、以下の基準を目安として、市郡医師会または病院へ、医療救護班の編成・派遣を正式に要請する。

- ①医療施設の収容能力を超えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき
- ②医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断したとき
- ③時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがある見込まれるとき
- ④災害救助法が適用されるおそれがある災害発生したとき

あらかじめ、以下の事項について、医療救護班派遣元の病院及び医師会等と協議し決定しておく。

- ・ 医療救護班の構成…1班あたりの医師や看護師等の人数
- ・ 医療救護所予定場所の位置…所在地や電話番号の明示、案内図を整備等
- ・ 交通手段の確保
- ・ 医療救護班が用意する医療用資器材等

なお、市郡医師会等に対して、医療救護班の派遣を要請することが困難と判断した場合は、竜ヶ崎保健所に派遣を要請する。

(3) 救急車両の確保

重篤患者を医療救護所から救命救急センター等へ迅速に転送するため、市町村は、消防本部に対して、医療救護所に救急車の待機を要請する。

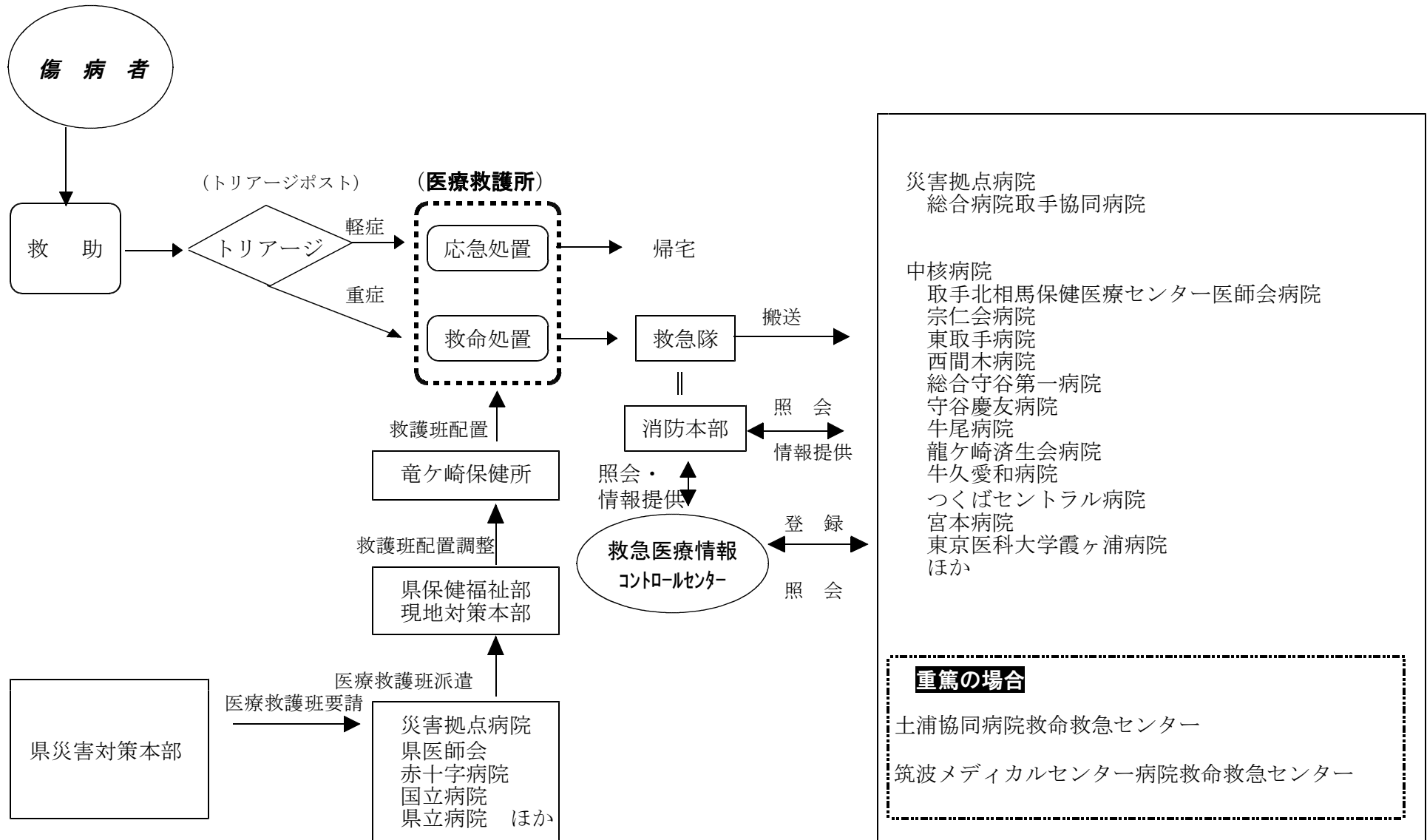
■ 運営の基本方針

- 医療救護所が十分機能できるよう、市町村は医療従事者の健康管理や医薬品等の管理を行うとともに、被災地の医療機関の稼働状況や復旧状況を勘案しながら適切な運営を図る。
- 市町村は、傷病者受付人数や病院搬送人数等を把握し、住民や報道機関等からの照会にも回答できるよう努める。

■ 医療救護所の運営

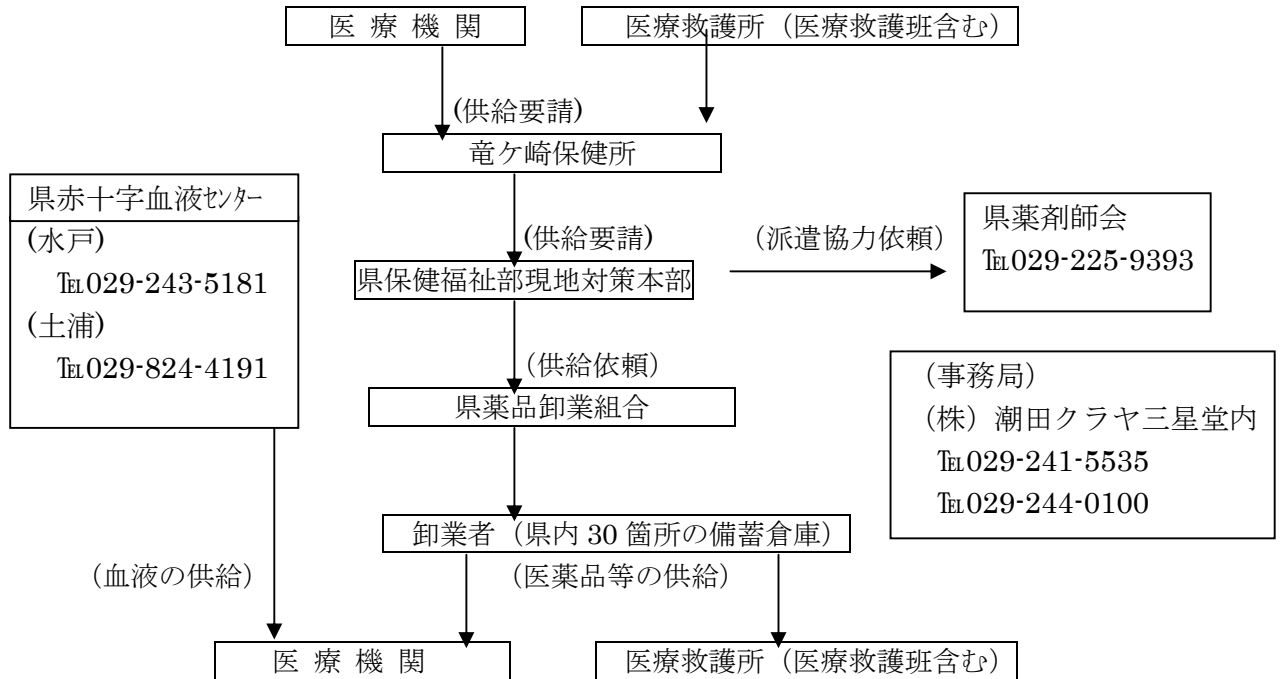
- 市町村は、医療救護所内に医療従事者の従事状況を掲示して、誰も従事状況を把握しやすくするとともに、適宜、交替要員を補充し、もしくは交代要員の補充を行い十分な健康管理を行う。
- 傷病者の受付台帳を作成し、氏名、年齢、主要症状等を記載するほか、帰宅したのか、医療機関へ搬送したのかを明記する。
- あらかじめ、カルテを作成して整理しておき、適宜補充する。
- 医薬品等の在庫を把握するとともに、今後、必要が予想されるものについて、医師等に確認し、適宜補充する。
- 水、電気が必要量確保できるよう、必要に応じて給水車や電源車の手配を行う。

医療救護所における傷病者の流れ



4 医薬品等の供給

《 医薬品の供給フロー 》



5 透析療法、人工呼吸療法患者等の対応

透析療法患者の対応

①受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握

透析医療機関は、稼働状況（透析液や水の有無も含む）及び被災地内の透析患者の受療状況について情報を収集し、竜ヶ崎保健所に連絡する。

②透析液等の確保

竜ヶ崎保健所（県保健福祉部現地対策本部との連携のもと）は、透析液については医薬品供給ルートにより透析医療機関に対して供給し、また、水については県災害対策本部を通して水道事業者に供給依頼する。

③後方医療機関への搬送

被災地内の透析医療機関の管理者は、自院での透析療法が困難な場合、患者受入れ可能な医療機関について、市郡医師会または竜ヶ崎保健所から情報収集し、来院した患者に伝える。また、患者の搬送が必要な場合、消防機関に対して搬送を依頼する。

人工呼吸療法等患者の対応

①受療状況の把握

各医療機関は、被災地内の人工呼吸療法の在宅療養患者の療養状況について情報を収集するとともに、竜ヶ崎保健所に連絡する。

②在宅等の確保

竜ヶ崎保健所は、在宅患者に対して人工呼吸用酸素の供給について、関係医療機関等へ供給依頼する。

③後方医療機関への搬送

被災地内の医療機関の管理者は、患者の搬送が必要な場合、消防機関に対して搬送を依頼する。

6 発災後の初動対応（24時間以内）

| 事 項 | 市郡医師会 | 市 町 村 | 竜ヶ崎保健所 | 災害拠点病院・救急告示病院 |
|---------------------|----------------------------------|-------|--------|---------------|
| 災害発生 | 震度 6 弱以上の地震等が発生 | | | |
| 職員招集 | 連絡網に従い、電話やファクシミリ等により職員（会員）へ招集を指示 | | | |
| 災害対策本部 | 災害対策本部の設置 | | | |
| 情報収集 | | | | |
| 医療救護所の設置 | | | | |
| 災害拠点病院・救急告示病院での診療開始 | | | | |

関係機関連絡先一覧

| 区 域 | 医 師 会 | 災害拠点病院・救急告示病院 | 市町村保健センター | 消 防 本 部 | 竜ヶ崎保健所 |
|--------|--|---|--|---|--|
| 取 手 | 取手市医師会 0297-78-6111 災害対策委員長 | 総合病院取手協同病院 0297-74-5555 取手北相馬保健医療センター医師会病院 0297-78-6111 宗仁会病院 0297-85-8341 東取手病院 0297-74-3333 西間木病院 0297-78-1101 総合守谷第一病院 0297-45-5111 守谷慶友病院 0297-45-3311 | 取手市 0297-78-2171 (藤代) 0297-70-3511 守谷市 0297-48-6000 利根町 0297-68-6561 | 取手市消防本部 0297-74-3264 常総広域消防本部 0297-23-0119 稲敷広域消防本部 0297-64-3743 | 災害時専用電話 0297-62-2161 地域保健推進室 0297-62-2162 |
| 牛久・竜ヶ崎 | 竜ヶ崎市・牛久市医師会 0297-64-2855 災害対策委員長 | 牛尾病院 0297-66-6111 龍ヶ崎済生会病院 0297-63-7110 牛久愛和総合病院 029-873-3111 つくばセントラル病院 029-872-1771 | 龍ヶ崎市 0297-64-1039 牛久市 029-873-2111 | 稲敷広域消防本部 0297-64-3743 | |
| 稲 敷 | 稲敷医師会 029-893-1496 | 宮本病院 0299-79-2114 東京医科大学霞ヶ浦病院 029-887-1161 美浦中央病院 029-885-3551 | 稲敷市 029-840-6111 (江戸崎) 029-840-5170 (桜川) 029-894-3909 (東) 0299-80-4500 河内町 0297-84-4486 | 稲敷広域消防本部 0297-64-3743 阿見町消防本部 029-887-0119 | |